

大分市告示第480号

大分市税条例の一部を改正する条例（令和2年大分市条例第25号）第1条の規定による改正後の大分市税条例（昭和38年大分市条例第107号）附則第35条第1項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち市民の福祉の増進に寄与するものとして市長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第3条第1項の規定により文部科学大臣が指定した行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄とする。

令和2年9月11日

大分市長 佐藤 樹一郎

